

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年9月28日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300071号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300051号

## 第1 結論

請求者のA事業所における共済組合員としての資格取得年月日を昭和46年10月1日、資格喪失年月日を昭和57年1月18日に訂正し、当該期間が昭和61年3月以前の共済組合員期間であることから、昭和46年10月から昭和57年1月までの期間の標準報酬月額を15万6,800円とすることが必要である。

昭和46年10月1日から昭和57年1月18日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年10月1日から昭和57年1月18日まで

A事業所には、昭和46年10月1日に入社し、1年間の研修期間を経たのち、昭和47年10月1日からA事業所B支店に配属され、昭和57年1月17日まで勤務(一部休職期間を含む。)したのに、国(厚生労働省)の記録では、請求期間に係る年金記録がない。

A事業所の辞令書、給与支給明細書、同期入社の同僚やA事業所B支店の同僚と一緒に撮った写真などを提出するので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録において、請求者のA事業所共済組合における被保険者記録は確認することができないが、請求者がA事業所の同期入社として名前を挙げた者のうち、同僚照会等により個人を特定できた5人全員が、オンライン記録において昭和46年10月1日にA事業所共済組合で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、請求者の主張と符合する上、当該5人全員が、請求者について、同年10月1日にA事業所に正規職員として入社した旨回答している。

また、請求者がA事業所B支店の同僚として名前を挙げた者のうち、同僚照会等により個人を特定できた8人全員が、請求者は請求期間当時、A事業所B支店に正規職員として勤務していた旨回答している。

さらに、請求者は、昭和56年4月1日から昭和57年1月17日までの期間について、A事業所に職員として在籍していたことが確認できる辞令書を所持している上、請求者から提出された昭和56年12月の給与支給明細書を見ると、請求者が当該月に、同事業所から給与の支払を受け、当該給与から共済組合掛金が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、昭和46年10月1日から昭和57年1月17日までの期間において、A事業所に正規職員として勤務しており、請求期間において、A事業所共済組合の組合員であったことが認められる。

したがって、上記共済組合員であった期間は、平成9年4月1日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の共済組合員としての資格取得年月日を昭和46年10月1日、資格喪失年月日を昭和57年1月18日に訂正することが必要である。

なお、昭和46年10月から昭和57年1月までの標準報酬月額については、共済年金制度に

において、昭和 61 年 3 月以前の標準報酬月額是国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により計算することとされており、C 企業年金基金の回答から 15 万 6,800 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300147号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300019号

## 第1 結論

平成12年1月から同年7月までの請求期間及び平成14年12月から平成15年2月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成12年1月から同年7月まで  
② 平成14年12月から平成15年2月まで

請求期間①の直前の3か月については国民年金保険料を納付したが、請求期間当時は収入が無かったため、A県B郡C町役場の窓口で相談したところ、免除制度についての話を聞き、国民年金保険料の免除申請を行った。

請求期間②についても国民年金保険料の免除申請を行ったと思う。

請求期間①及び②に係る国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、当該各期間の記録を国民年金保険料の全額免除期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②当時の国民年金保険料免除申請書(以下「免除申請書」という。)の提出は年度ごとに行う取扱いとなっており、請求者が請求期間①に係る免除承認を受けるためには、平成12年2月までに1回及び同年4月又は5月に1回の免除申請を行う必要があるが、請求者は、免除申請を行った時期及び回数について覚えていない旨陳述している上、請求期間①に係る免除申請に対する承認の可否については、年度ごとに承認又は却下の通知が行われるところ、請求者は、承認又は却下の通知を受け取ったか否かについても覚えていない旨陳述している。

また、請求期間②については、平成14年12月20日に国民年金第1号被保険者の資格を取得し、平成15年3月1日に同資格を喪失しているが、請求者は、同年3月25日時点において、年金制度未加入者として国民年金適用勸奨者となっている上、当該資格取得及び喪失に係る処理年月日はいずれも同年6月25日であることから、請求者は、当該処理時点まで国民年金に未加入であったと推認され、請求期間②当時において免除申請を行うことはできない。

さらに、C町は、請求期間①及び②当時の請求者に係る免除申請書(町の控え)、免除申請書受付処理簿及び免除に関する資料等を保管していない旨、日本年金機構は、当該各期間当時の請求者に係る免除申請書を保管していない旨回答しており、請求者が当該各期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったか否かを確認することができない。

加えて、請求期間①及び②については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、記録管理の強化が図られているところ、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったが、請求者に対する別の基礎年金番号は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200743号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300052号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和2年1月1日から令和元年11月1日に訂正し、同年11月及び同年12月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。  
令和元年11月1日から令和2年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。  
事業主は、請求者に係る令和元年11月1日から令和2年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA社における令和元年11月1日から令和2年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年11月及び同年12月の標準報酬月額については、17万円を19万円とする。  
令和元年11月及び同年12月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における令和2年6月30日の標準賞与額は25万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同事業所における同年7月2日の標準賞与額を25万円とすることが必要である。  
令和2年7月2日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。  
事業主が請求者に係る令和2年7月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。
- 4 請求者のA社における令和2年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年9月の標準報酬月額については、26万円を30万円とする。  
令和2年9月の訂正後の標準報酬月額(同月の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :
- 2 請求内容の要旨  
請求期間 : ① 令和元年11月1日から令和2年1月1日まで  
② 令和2年6月30日  
③ 令和2年7月2日  
④ 令和2年9月1日から同年10月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録ではA社における被保険者資格取得年月日が令和2年1月1日と記録されているが、令和元年11月1日から同事業所で厚生年金保険に加入しているので、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

請求期間②及び③について、厚生年金保険の記録では、賞与支払年月日を令和2年6月30

日、標準賞与額を 25 万円とする、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額が記録されているが、実際の賞与支払年月日は同年 7 月 2 日であり、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていたと思うので、賞与支払年月日の記録を同年 6 月 30 日から同年 7 月 2 日とした上、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

請求期間④について、標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低い額となっているので、実際の給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された A 社における給与支給明細書、在職証明書及び労働契約書から判断すると、請求者が当該期間において、同事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社から回答が得られないが、日本年金機構から提出された同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得届によると、請求者の資格取得年月日は令和 2 年 1 月 1 日とされており、オンライン記録と一致することから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者から提出された前述の給与支給明細書及び日本年金機構の回答により確認できる当該期間の標準報酬月額 19 万円は、上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額（17 万円）より高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与支給明細書及び日本年金機構の回答から、19 万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間①の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者の A 社における令和 2 年賞与が、賞与支払年月日は同年 6 月 30 日、標準賞与額は 25 万円と記録されているところ、同事業所からは回答が得られないが、請求者が同事業所における給与及び賞与の振込先金融機関であったと回答している B 銀行から提出された預金取引明細表によると、同年 6 月 30 日に A 社からの振込記録は見当たらないことから、請求者の同事業所における同年 6 月 30 日の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

一方、請求期間③について、前述の預金取引明細表及び C 市から提出された請求者に係る令和 3 年度市民税・県民税所得回答書（以下「所得回答書」という。）により、請求者は令和 2 年 7 月 2 日に A 社から 25 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたと推認できる。

したがって、請求期間③の標準賞与額については、前述の預金取引明細表及び所得回答書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の預金取引明細表及び所得回答書により推認できる賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 4 請求期間④について、請求者から当該期間に係る給与支給明細書の提出はなく、A社からも当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除状況について回答が得られないところ、所得回答書に記載されている令和2年分の社会保険料控除額と、令和2年の各月の標準報酬月額を17万円として算出した同年分の社会保険料の合計額は概ね一致しており、請求者の令和2年の各月に係る厚生年金保険料控除額については、標準報酬月額17万円に基づく厚生年金保険料控除額であったと推認できることから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額（17万円）と同じ額になるため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

一方、社会保険労務士から提出された賃金台帳並びに所得回答書及び預金取引明細書により判断できる、請求期間④の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において厚生年金保険法第75条本文該当とされている標準報酬月額26万円よりも高い額であることが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により認められる報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

ただし、令和2年9月の訂正後の標準報酬月額（同月の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200754号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300053号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成30年9月1日から令和元年11月16日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については22万円を28万円、同年9月及び同年10月の標準報酬月額については22万円を26万円とする。  
平成30年9月から令和元年10月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :
- 2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : 平成25年9月1日から令和元年11月16日まで  
A社を退職後、同社を相手取って退職金及び未払賃金の支払いを求める訴えを起こしたところ、裁判所の決定により、平成29年10月以降退職までの約2年間において、同社が遅刻早退差引名目で私との合意なく給与の減額を行っていたことと、残業代等の未払いがあったことが認められ、令和4年に当該遅刻早退差引名目の減額分及び未払賃金を含む解決金の支払いを受けた。  
厚生年金保険の記録によると、請求期間に係る標準報酬月額は24万円又は22万円と記録されているが、前述の裁判所の決定内容を踏まえ、当該期間について、本来の給与額に見合う標準報酬月額となるよう年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間の各月に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。  
しかしながら、平成25年9月1日から令和元年10月1日までの期間について、請求者又はA社から提出された請求期間に係る給料明細書により確認できる各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。  
また、令和元年10月1日から同年11月16日までの期間について、請求者及びA社の双方から提出された民事調停法第17条に基づく決定文(令和4年3月31日付けB地方裁判所決定、以下「B地方裁判所の決定文」という。)によると、請求者が、同社に対して、未払

いとなっている令和元年 11 月分賃金を支払うよう求めている旨の記載が確認できるところ、同社の事業主は、同年 11 月分給与について、請求者に対して支払っていなかったが、B 地方裁判所の決定後、令和 4 年に解決金に含めて請求者に支払った旨陳述していることから、令和元年 11 月分給与から控除されるべき請求者の同年 10 月分厚生年金保険料については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に給与から控除されておらず、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

- 2 B 地方裁判所の決定文、請求者及び A 社の事業主の陳述並びに同社から提出された金融機関口座の取引記録によると、同社が請求者に対し、解決金として、平成 29 年 10 月から令和元年 11 月までの期間について、遅刻早退差引名目で請求者の給与から減額していたとする金額、当該期間における未払残業代及び令和元年 11 月分未払賃金を含んだ金額（以下「未払賃金等」という。）を令和 4 年に支払ったことが認められるところ、B 地方裁判所の決定文において、当該解決金のうち未払賃金等に係る金額の算出に当たり、具体的な積算根拠を基に、当該期間の各月の内訳の記載が確認できることを踏まえると、当該解決金のうち未払賃金等に係る金額は、賃金であると認められることから、当該期間の各月の本来の報酬月額については、請求者又は同社から提出された給料明細書により確認できる各月の支給合計額に各月の未払賃金等を加算して得られる額とすることが妥当である。

以上のことから、平成 30 年 9 月 1 日から令和元年 11 月 16 日までの期間について、前述の各月の支給合計額に各月の未払賃金等を加算して得られる額により算出される、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが認められる。

したがって、平成 30 年 9 月から令和元年 8 月までの各月の標準報酬月額については 28 万円、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額は 26 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 30 年 9 月から令和元年 10 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。